

『久喜市環境基本条例』が施行されました

久喜市環境基本条例が1月1日に施行されました。環境基本条例とは、環境の保全と創造について、根本となる考え方とともに、市・市民・事業者の役割やそれぞれの取り組みの基本的な事項を定めたものです。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

今日の環境問題は、都市化が進む中で身近な自然が減少し、都市・生活型公害の拡大や廃棄物の問題が深刻化するとともに、解決までに世代を超えた時間を必要とする新たな問題も生じています。

私たちは、全ての人々の協働により環境への影響を優先的に配慮し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築していかねばなりません。

良好な環境を享受することは、市民の基本的な権利であり、健全で恵み豊かな環境を保全しながら、将来の世代へ引き継ぐことは、私たちの願いであり責務です。

今日の環境問題は、市と市民および事業者の皆さんが、一緒に環境を保全し、創造することに取り組みなければ、解決できません。

市民や事業者の皆さん、市と一緒に環境負荷の低減に努めていきましよう。

問合せ 環境課環境企画係

(内線2822)

冬の温暖化対策

キャンペーン

「一家「暖らんエコライフ」

暖房などによりエネルギー使用量が増える冬、県では今年も温暖化対策キャンペーンを実施しています。

温暖化対策は一人一人が主役です。身の回りのできることから、「冬のライフスタイル」に取り組みましよう。

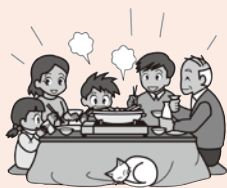
〈冬のライフスタイル〉

～キャンペーンは3月31日(日)まで～

①家族や近所同士が同じ部屋・場所に集まり、他の部屋のエネルギー使用を減らましよう。

②重ね着など、暖かく過ごす工夫をして、暖房温度を適温(20℃以下)に設定ましよう。

③断熱シートを窓に貼ったり、根菜類やシヨウガを食べて体を内から温めるなど、小さな工夫で省エネの実践に努めましよう。



問合せ 県温暖化対策課 ☎048・

830・3038 / 市環境課環境企画係

(内線2822)



市の木・イチヨウ (写真は三箇小学校のイチヨウ)